

四国中央市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則

令和5年3月30日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。
(指定又は指定の更新を受けた旨の標示)

第2条 法第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の12第1項及び第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

2 前項の規定は、法第78条の12、第115条の21及び第115条の31において準用する法第70条の2第1項並びに法第79条の2第1項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。

(事業所情報の提供)

第3条 市長は、前条第1項に規定する指定、同条第2項に規定する指定の更新又は法第78条の2の2第5項、第78条の5各項、第82条各項、第115条の12の2第5項、第115条の15各項及び第115条の25各項の規定による届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、愛媛県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者名及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日又は指定更新年月日及び指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 当該事業所に勤務する介護支援専門員
- (8) その他市長が必要と認める事項

(公示)

第4条 法第78条の11、第85条、第115条の20及び第115条の30の規定による公示は、施行規則第131条の14、第133条の2、第140条の31及び第140条の38に定める事項のほか、次に掲げ

る事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
(その他)

第5条 この規則に規定するもののほか、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(四国中央市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則等の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 四国中央市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成18年四国中央市規則第38号)

- (2) 四国中央市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則(平成18年四国中央市規則第66号)

- (3) 四国中央市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則(平成30年四国中央市規則第5号)

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の四国中央市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則、四国中央市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則及び四国中央市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。